

東浦町放課後子ども教室事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会における児童の安全で安心な居場所づくりを推進するため、東浦町立小学校（以下「小学校」という。）において東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する東浦町放課後子ども教室事業（以下「アフタースクール」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 アフタースクールは、小学校の施設を利用して、異なる学年の児童及び地域住民との交流等の場を児童に提供するものとする。

(対象児童)

第3条 アフタースクールを利用できる者は、小学校に就学する第4学年から第6学年までの児童とする。

(実施日時)

第4条 アフタースクールの実施日及び実施時間は、原則として東浦町立学校管理規則（昭和33年東浦町教育委員会規則第11号）第6条第2項に規定する休業日以外の日の小学校の授業の終了時刻から午後6時までの間で、各実施場所の実情に応じ、別に定めるものとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は別に定めることができる。

(利用登録)

第5条 アフタースクールを利用しようとする児童の保護者は、利用する学期ごとに、別に定める申込用紙を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、当該申込みに係る児童をアフタースクールの利用者として登録し、その旨を当該児童の保護者に通知するものとする。

3 アフタースクールに参加の登録をした児童（以下「登録児童」という。）は、自らが就学する小学校のアフタースクールに限り利用することができる。

(費用負担)

第6条 登録児童の保護者は、アフタースクールの運営に必要な費用の一部として、アフタースクール利用料（以下「利用料」という。）を教育委員会の定める方法により納めるものとする。

2 利用料は、登録児童1人につき1学期当たり2,000円とする。

3 前項の利用料は、学期の途中に登録した場合においても同額とする。

4 既に納めた利用料は、返還しない。

(利用登録の取消し等)

第7条 教育委員会は、登録児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 教育委員会が定める期日までに利用料が納付されないとき。
- (2) 教育委員会が適当でないと認めたとき。

(運営体制)

第8条 アフタースクールを実施するために次の各号に掲げる職員を置き、その職務はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コーディネーター アフタースクールの企画運営、連絡調整、管理指導等を行う。
- (2) 指導員 アフタースクールの安全管理並びに登録児童の指導及び補助を行う。
- (3) 補助員 指導員の補助を行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アフタースクールの実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行する。